## 発議案第 1 号

鎌ケ谷市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記議案を提出します。

令和3年3月15日

鎌ケ谷市議会議会運営委員会

委員長泉川洋二

副委員長 矢 崎 悟

委 員 松 原 美 子

佐 藤 剛

河 内 一 朗

小 易 和 彦

芝 田 裕 美

勝又勝

## 提案理由

女性をはじめ多様な人材の参画を促す環境整備や、国のデジタル化政策の一環として請願に係る署名押印の見直しをすること等に伴い、所要の改正を行うものです。

## 鎌ケ谷市議会会議規則の一部を改正する規則

鎌ケ谷市議会会議規則(昭和49年鎌ケ谷市議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に、「付し」を「付け」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第89条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に、「付し」を「付け」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第136条第1項中「、請願者の住所及び氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏名)」を「及び請願者の住所」に改め、「請願者が」の次に「署名又は記名」を加え、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「請願を」の前に「前2項の」を加え、同項を同条第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在 地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

# ゲノム編集食品の表示義務化を求める意見書

標記のことについて、地方自治法第99条及び会議規則第13条第2項の規定により、 意見書を提出します。

令和3年3月15日

鎌ケ谷市議会都市・市民生活常任委員会

委員長 小 易 和 彦

副委員長 葛 山 繁 隆

委 員 佐 竹 知 之

伊福幸一

森 谷 宏

松澤武人

佐 藤 剛

大 野 幸 一

#### 提案理由

ゲノム編集食品について、消費者の知る権利を保障し、消費者が選択できるよう、表示 義務化について改めて検討するよう国に要望するものです。

## ゲノム編集食品の表示義務化を求める意見書

遺伝子を効率よく改変できる、ゲノム編集という新しい技術を用いて品種改良された食品(以下、ゲノム編集食品という。)が開発され、市場に流通しつつあります。

厚生労働省では、令和元年10月からゲノム編集食品に係る届出制度が開始され、国での安全性審査は不要とされております。その理由は、ゲノム編集技術を用いて開発されたもののうち、遺伝子の状況が最終的に外来の遺伝子及びその一部を含まないものは従来の品種改良と同じであるとの見解から、安全性は確保されているとしているからです。

また、消費者庁ではゲノム編集食品の表示の在り方について、厚生労働省への届出制度の 開始後、事業者による流通が想定されることから、適宜制度の運用状況を検証し、必要に応 じて見直しを検討するとしており、現時点では遺伝子組み換え食品のような表示の義務化を していません。

そのような中、令和2年12月に国内第1号となるゲノム編集食品の届出が開発者からあり、厚生労働省で受理されたことで、早ければ令和4年にもゲノム編集食品が一般流通する見通しとなりました。この開発者は、消費者への情報提供のために、販売する苗や市場に流通する果実にゲノム編集食品であることを表示するとの意向を示しています。

また、消費者からは、新しい技術で人工的に開発されたゲノム編集食品の、健康や環境に関する安全性に対する不安から、国で安全性の審査を義務付けないのであれば、ゲノム編集食品であることを表示し、消費者の知る権利を保障することや、ゲノム編集食品について選択できるようにすることを求める声があがっているのが現状です。

国においては、消費者や開発者等の意向に耳を傾け、消費者の知る権利を保障し、ゲノム編集食品について選択できるよう、ゲノム編集食品の流通開始が想定されるこの時期に、食品の表示義務化について改めて検討するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年3月15日

千葉県鎌ケ谷市議会

#### 提出先

内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)

井上 信治 様

消費者庁長官伊藤明子様

厚生労働大臣田村憲久様

農林水産大臣野上浩太郎様

環 境 大 臣 小泉 進次郎 様